

## 建築・住宅・都市に係る研究シーズの実用化・新技術開発に挑戦する企業や大学等を応援します！

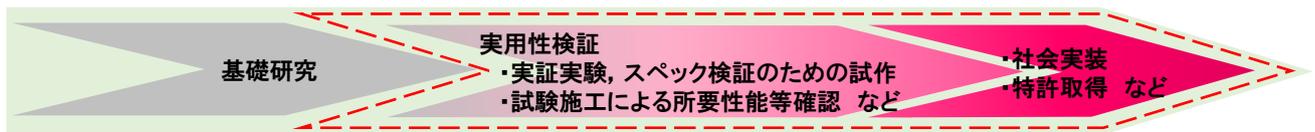
### 制度の概要

- ✓ 「構造」「施工」「環境設備」「材料」「防火」「防災」「まちづくり」など予めテーマを設定して公募，審査を実施し，技術提案の実用化を支援します。提案は共同，1者のいずれでも可能です
- ✓ 1テーマにつき最長5年間，最大5億円までの研究開発を建築研究所から企業等に委託します
- ✓ 研究開発費は，進捗に応じて先払いします
- ✓ 研究開発終了後に研究開発費を返済していただきます（補助金ではありません）

申請者	企業・大学等 (グループまたは1者)	返済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究終了時に一括返済または，研究終了後15年以内の割賦返済（利息はいただきません）</li> <li>○原則として，委託研究開発契約締結時に委託費総額の10%に相当する担保又は債務保証の設定を求めます。さらに，代表機関の財務状況によっては，採択の条件として，委託研究開発契約締結時に，委託費総額に相当する担保又は債務保証の設定を求める場合があります</li> <li>○成果が上がらなかったと評価された場合は，委託費の一定割合を返済いただきます</li> <li>○自己都合による中止の場合は，研究委託費支払額の全額を一括返済</li> </ul>
研究開発期間	最長5年		
委託費	最大5億円		

### 対象とする研究開発フェーズ

「実証実験・実大実験」や「社会実装（市場戦略・特許取得）」の開発フェーズが支援対象となります（下図，赤破線部分）。



### 公募する研究開発テーマ

（令和2年11月公募時）

#### 1. 新素材を用いた建築材料・部材の耐久性，耐震性の向上技術

例) 建築物の長寿命化・老朽化対策等を図るため，新たな素材等を利用した建築材料・部材の耐久性，耐震性を向上させる技術

#### 2. 災害対応に資する建築物の挙動把握技術

例) 建築物の災害対策や適切なメンテナンスに寄与するため，センサー等より建築物の挙動を効率的に把握する技術

#### 3. 建築物の基礎・杭・地盤改良技術

例) 狭小敷地や既存の構造物直下等の施工に制限を伴う箇所でも適用可能とする地盤改良工法技術

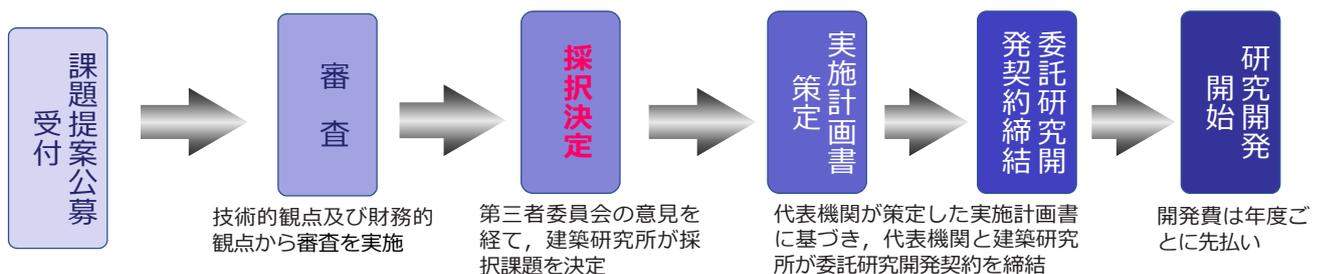
#### 4. 建築物の工期短縮，設計・施工管理の効率化等に資する技術

例) 建築施工時の品質管理の効率化等を図るため，センサー等により建築材料の品質や部材の性能確認の迅速化等を可能とする技術

#### 5. 大型木造建築物の建設促進に関する技術

例) 平成30年改正建築基準法で合理化された，大型木造建築物に係る基準を適用した建築物の要素技術や構造設計法等の建設促進に関する技術

### 予定スケジュール



問合せ先 国立研究開発法人建築研究所 革新的社会資本整備研究開発推進事業事務局

E-mail : brain@kenken.go.jp

※お問い合わせの受付はメールのみとさせていただきます。

※ 事業制度の詳細は，こちらをご覧ください <https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/kakushinjigyoku/index.html>

事項	内容	備考
申請者に関する基本要件	<p>a. 日本国内に法人格を有すること。                      b. 当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること。                      c. 研究開発等の成果を実施できる体制があること。                      d. 目標達成後、返済できる財務基盤を有すること。                      e. 経営基盤として、原則として以下に該当しないこと。                      1) 直近3期の決算期において3期連続して経常損失を計上している。                      2) 直近3期の決算期において1期でも債務超過となっている。                      3) 直近3期の決算報告書がない。                      4) 破産、再生手続開始、特別清算又は破産手続開始の申立てを受けている又はしている等。</p> <p><b>(代表機関が公募開始日において設立日から20年以内で、かつ未上場又は新興市場のみ上場している企業の場合)</b></p> <p>a. 日本国内に法人格を有すること。                      b. 当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること。                      c. 研究開発等の成果を実施できる体制があること。                      d. 経営基盤として、原則として以下に該当しないこと。                      1) 破産、再生手続開始、特別清算又は破産手続開始の申立てを受けている又はしている等。</p>	
達成目標	<p>応募時に、実用化のために最低限必要な技術的水準の目標（達成目標）を設定していただきます。                      (例) ・実証実験やスベックを検証するための試作物の製作を完了する                      ・試験施工で所要の性能と安全性が確認される</p>	<p>・左記の見通しが立った場合、目標達成とします。</p>
返済義務	<p>■ 目標を達成した場合：研究委託費支払額の全額を15年以内の割賦返済又は一括返済していただきます。                      ※ 利息は、いたしません。                      ※ 最大5年間の返済猶予期間の設定が可能です。                      ※ 返済における傾斜配分の設定が可能です。</p> <p>■ 目標未達の場合：支払を受けた研究開発費の一定割合を原則一括返済していただきます。                      ・ 中間評価で中止と評価された場合：支払を受けた研究開発費の30%に相当する額。                      ・ 研究終了時の審査で目標未達と評価された場合：支払を受けた研究開発費の50%に相当する額。                      ※ 利息は、いたしません。</p> <p>■ 自己都合による中止：研究委託費支払額の全額を一括返済していただきます。                      ※ 利息は、いたしません。</p> <p>■ その他                      ・ 委託契約時に、契約書に研究委託費の返済に関する条項を設定します。                      ・ 研究開発終了後、額を確定させ、改めて、返済に関する契約を交わすものとします。</p>	<p>・「最大5年間の返済猶予期間」を含めて15年以内とします。                      ・ 実施期間＋返済期間（当該返済猶予期間を含む）の合計が20年を超えないものとします。                      ・ 目標未達の場合、以後の研究開発実施はできません。</p>
担保／債務保証	<p>・ 原則として、委託研究開発契約締結時に委託費総額の10%に相当する担保又は債務保証の設定を求めます。さらに、代表機関の財務状況によっては、採択条件として、委託研究開発契約締結時に委託費総額に相当する担保又は債務保証の設定を求める場合があります。                      ・ 分割返済の場合、原則として委託費全額に相当する担保／債務保証の設定が必要です。具体的には、法人所有の不動産、有価証券又は親会社や銀行等による保証となります。                      ・ 委託費全額の1/2を上限に委託期間中に申した特許等の知的財産権を充当することも可能です。</p>	
研究開発成果（知的財産権の取り扱い）	<p>研究開発成果に係る特許権や著作権等の知的財産権については、産業競争力強化法（平成12年法律第44号）第17条に規定される要件を満たすことを前提に、受託者に帰属します（日本版バイ・ドール規定）。</p>	
成果利用料	<p>研究開発終了後、研究開発の成果を利用する製品又はサービスについて、その売上に応じた成果利用料を建築研究所に支払うものとします。                      ・ 成果利用料は製品またはサービスに対応する売上の1%とします。                      ・ 売上の範囲等については申請時に提案をしていただき、建築研究所と協議の上、委託契約時に設定させていただきます。なお、成果利用料の支払い契約は、研究開発終了後に行います。                      ・ 支払期間は、目標達成確認後15年とします。</p>	
審査方法・視点	<p>審査の方法及び視点は、以下のとおりです。                      1. 形式審査（申請者に関する基本要件の確認）                      2. 書類選考、面接</p> <p>&lt;審査の視点&gt;                      a. 研究開発の必要性／ b. 研究開発の革新性／ c. 研究開発計画の妥当性／ d. 事業化の見通し／ e. 財務等審査</p>	<p>・ 採択された課題については、課題を実施する代表機関と建築研究所との間で、委託研究開発契約を締結します。                      ・ 双方の合意に至らない場合には、契約しないことがあります。</p>